



鳥取県公報

令和元年9月30日（月）
号外第43号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則（9）（税務課）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則（10）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 87

◇鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

地方税法の一部が改正され、地方法人特別税の廃止及び特別法人事業税の創設並びに自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割の創設等が行われることに伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県税条例施行規則の一部改正

ア 地方法人特別税の廃止及び特別法人事業税の創設に伴い、税目名称の変更等の所要の規定の整備を行う。

イ 自動車取得税の廃止に伴い、自動車取得税に関する規定を削る。

ウ 自動車税に関する事項

(ア) 自動車税環境性能割の創設に伴い、申告、課税免除、減免等に関する要件及び手続並びに申告書等の様式を定める。

(イ) 自動車税が自動車税種別割に名称変更されたことに伴い、税目名称の変更等の所要の規定の整備を行う。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県納税貯蓄組合規則の一部改正

様式第1号中自動車税を自動車税種別割に改める。

(3) 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部改正

様式第1号中自動車税を自動車税種別割に改める。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする(1)のエの一部を除き、令和元年10月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則について所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

(1) 消費税法の一部が改正され、消費税の税率が引き上げられることに伴い、証紙等の売りさばき手数料の額を改める。

(2) 地方税法及び鳥取県税条例の一部改正により、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が創設されること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 証紙等の売りさばき手数料を次のとおり改める。

ア 証紙

証紙の定価の100分の3.3(現行 100分の3.24)に相当する金額

イ 証紙の貼り付けに代える計器による表示

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た金額に相当する金額

毎年度ごとに売り渡した始動標札の金額の合計額	率
15億円以下の金額	100分の1.068(現行 100分の1.048)
15億円を超え20億円以下の金額	100分の0.641(現行 100分の0.629)
20億円を超える金額	100分の0.320(現行 100分の0.315)

(2) 証紙による収入の方法により徴収する歳入のうち、自動車取得税を自動車税の環境性能割に、自動車税を自動車税の種別割に改める。

(3) 証紙による収入の方法によらないことができる歳入に東部県税事務所が徴収する歳入(納税証明書の交付及び免税軽油使用者証の交付に係るものに限る。)及び東部建築住宅事務所が徴収する歳入を加える。

(4) 自動車取得税及び自動車税の納付のみに用いる証紙を廃止する。

- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和2年4月1日とする(3)に関する事項を除き、令和元年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節～第3節の2 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第4節 <u>ゴルフ場利用税(第40条—第46条)</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第5節</u> 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第6節・第7節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>(徴税吏員)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。) <u>第2条第1項第1号</u>に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)・(2) 略</p> <p>第2条 前条の徴税吏員は、次の各号に掲げる職務を <u>行</u>うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 条例 <u>第2条第1項第2号</u>に規定する徴収金(以下「徴収金」という。)の賦課徴収に関する調査のために <u>行</u>う質問又は検査</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 徴収金に <u>係る</u>滞納処分</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 略</p> <p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とし、それぞれ当該各号に定める納付書(領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。)に</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節～第3節の2 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第4節 <u>ゴルフ場利用税(第40条—第43条)</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第5節</u> <u>自動車取得税(第44条—第46条の14)</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第5節の2</u> 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第6節・第7節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>(徴税吏員)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。) <u>第2条第1号</u>に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)・(2) 略</p> <p>第2条 前条の徴税吏員は、次の各号に掲げる職務を <u>行</u>なうものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 条例 <u>第2条第2号</u>に規定する徴収金(以下「徴収金」という。)の賦課徴収に関する調査のために <u>行</u>なう質問又は検査</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 徴収金に <u>かかる</u>滞納処分</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 略</p> <p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とし、それぞれ当該各号に定める納付書(領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。)に</p>

より納付するものとする。

(1) 略

(2) 自動車税の種別割 第1号様式の3その6及び第1号様式の3その7

(税額等変更通知書)

第5条の2 所長は、納税通知書を発した後において、その記載した事項のうち課税標準、税率又は税額が過大又は過小であるためこれを変更しようとする場合は、第5号様式の2による税額等変更通知書により当該納税者に通知するものとする。ただし、自動車税の種別割の額を変更しようとする場合においては、当該変更により既納の徴収金が過納となるため当該徴収金を還付し、又は充当するときに限り、第17号様式その2による自動車税種別割税額変更・還付(充当)通知書により通知するものとする。

(口座振替の方法による個人の事業税等の納付)

第14条の2 個人が行う事業に対する事業税又は自動車税の種別割を施行令第155条の規定による口座振替の方法(第50条の19の3において「口座振替の方法」という。)によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書・自動払込受付通知書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に提出しなければならない。

2 略

(保証書)

第17条 令第6条の10第4項に規定する保証人の保証を証する文書は、第14号様式のとおりとする。

第22条 略

2 略

3 出納員は、条例第6条第3項の規定により現金を収納したとき又は第1項の規定により現金引継を受けたときは、第20号様式による現金出納簿にこれを記載し、第19号様式の4による払込書により当該収納若しくは引継のあった日又はその翌日現金を指定金融機関に払い込まなければならない。

(個人の県民税の賦課徴収等に関する報告)

第35条の2 略

より納付するものとする。

(1) 略

(2) 自動車税 第1号様式の3その6及び第1号様式の3その7

(税額等変更通知書)

第5条の2 所長は、納税通知書を発した後において、その記載した事項のうち課税標準、税率又は税額が過大又は過小であるためこれを変更しようとする場合は、第5号様式の2による税額等変更通知書により当該納税者に通知するものとする。ただし、自動車税の税額を変更しようとする場合においては、当該変更により既納の徴収金が過納となるため当該徴収金を還付し、又は充当するときに限り、第17号様式その2による自動車税税額変更・還付(充当)通知書により通知するものとする。

(口座振替の方法による個人の事業税等の納付)

第14条の2 個人が行う事業に対する事業税又は自動車税を施行令第155条の規定による口座振替の方法(第50条において「口座振替の方法」という。)によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書・自動払込受付通知書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に提出しなければならない。

2 略

(保証書)

第17条 令第6条の10第3項に規定する保証人の保証を証する文書は、第14号様式のとおりとする。

第22条 略

2 略

3 出納員は、条例第6条第2項の規定により現金を収納したとき又は第1項の規定により現金引継を受けたときは、第20号様式による現金出納簿にこれを記載し、第19号様式の4による払込書により当該収納若しくは引継のあった日又はその翌日現金を指定金融機関に払い込まなければならない。

(個人の県民税の賦課徴収等に関する報告)

第35条の2 略

2・3 略

4 条例第39条第1項の規定による市町村長の報告は、第53号様式の2による報告書でなければならない。

(法人の事業税及び特別法人事業税の申告納付期限の承認)

第37条 略

(法人の事業税及び特別法人事業税に係る更正及び決定に関する通知書)

第37条の2 条例第63条(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の3のとおりとする。

第44条から第46条まで 削除

2・3 略

4 条例第39条の規定による市町村長の報告は、第53号様式の2による報告書でなければならない。

(法人の事業税及び地方法人特別税の申告納付期限の承認)

第37条 略

(法人の事業税及び地方法人特別税に係る更正及び決定に関する通知書)

第37条の2 条例第63条(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の3のとおりとする。

第5節 自動車取得税

(納税済印)

第44条 条例第134条の16第1項の規則で定める納税済印は、第62号様式のとおりとする。

(更正、決定等に関する通知書)

第45条 条例第134条の20の規則で定める通知書は、第62号様式の2のとおりとする。

(自動車取得税の課税免除の手続)

第46条 条例第134条の6第3号及び第4号の規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限(東部県税事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過する日。以下この節において「申請期限」という。)までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「課税免除申請書等」という。)を東部県税事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の	申請書	課税免除を受けようと
-------	-----	------------

区分		する事由を証する書類
(1) 条例 第134条 の6第3 号に係る もの	第62号様 式の3	ア 運転計画表（第62号様式の4） イ 自動車検査証の写し ウ その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類
(2) 条例 第134条 の6第4 号に係る もの	第62号様 式の5	ア 自動車検査証の写し イ 特定非営利活動法人の設立の認証書の写し ウ 特定非営利活動法人の設立に係る登記事項証明書 エ 自動車が無償で譲り受けたことを証する書類 オ 自動車の使用目的を証する書類 カ 自動車の写真

(自動車取得税の課税免除の承認)

第46条の2 東部県税事務所長は、前条第1項の課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の6による通知書により通知しなければならない。

(自動車取得税の課税免除の取消し)

第46条の3 東部県税事務所長は、自動車取得税の課税免除の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 東部県税事務所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、課税免除をしていた税額の全額を賦課徴収する。

(自動車取得税の減免に係る身体障害者等の範囲等)

第46条の4 条例第134条の7第1号に規定する身体障害者等（以下この節において「身体障害者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
 第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別をいう。）に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別	
		当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
視覚障害		1級から4級までの各級	1級から4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
肢 体 不 自 由	上肢	1級及び2級（右上肢3級かつ左上肢3級、右上肢3級かつ左上肢4級及び右上肢4級かつ左上肢3級を含む。）	1級及び2級（右上肢3級かつ左上肢3級、右上肢3級かつ左上肢4級及び右上肢4級かつ左上肢3級を含む。）
	下肢	1級から6級までの各級（右下肢7級かつ左下肢7	1級から6級までの各級（右下肢7級かつ左下肢7

		級を含む。)	級を含む。)
	体幹	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期の非進行性脳変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
じん臓機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
小腸の機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から4級までの各級	1級から4級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度又は障害の程度(恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2に定める重度障害の程

度又は同法別表第1号表ノ3に定める障害の程度をいう。)に該当する障害として知事が認めたものを有するもの

障害の区分		重度障害の程度又は障害の程度	
		当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
視覚障害		特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害		特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害		特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
肢体不自由	上肢	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
	下肢	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各項症
	体幹	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第	特別項症から第4項証までの各項症

		3 款 症 まで の 各 款 症	
心臓機能障害		特別項症から第3項症までの各 項 症	特別項症から第3項症 までの各 項 症
じん臓機能障害		特別項症から第3項症 までの各 項 症	特別項症から第3項症 までの各 項 症
呼吸器機能障害		特別項症から第3項症 までの各 項 症	特別項症から第3項症 までの各 項 症
ぼうこう又は直腸の 機能障害		特別項症から第3項症 までの各 項 症	特別項症から第3項症 までの各 項 症
小腸の機能障害		特別項症から第3項症 までの各 項 症	特別項症から第3項症 までの各 項 症
肝臓機能障害		特別項症から第3項症 までの各 項 症	特別項症から第3項症 までの各 項 症

(3) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、当該手帳の障害の程度の欄にAと表示されているもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されているもの

（自動車取得税の減免に係る生計を一にする者の範囲）

第46条の5 条例第134条の7第1号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者は、当該身体障害者等と日常生活の収入及び支出を共同に計算している者とする。この場合において、必ずしも住居を一にしているかどうかは問わないものとする。

(自動車取得税の減免に係る常時介護者の範囲)

第46条の6 条例第134条の7第1号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、1年以上の間に、継続して週3日程度以上、当該身体障害者等のために自動車の運転を行っている者(当該身体障害者等のために自動車の運転を行う見込みのある者を含む。)とする。

(自動車取得税の減免に係る用途の制限)

第46条の7 条例第134条の7第1号イ又はウに規定する自動車は、専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のために運転する自動車で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものに限るものとする。

(自動車取得税の減免に係る台数の制限)

第46条の8 条例第137条の2第1項第1号の規定による自動車税の減免を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等(法第442条の2第1項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。)に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、当該自動車税の減免又は軽自動車税の課税免除若しくは減免を受けている期間に限り、条例第134条の7第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。ただし、当該減免に係る自動車又は課税免除若しくは減免に係る軽自動車等について次の各号に掲げる事項を行う日のうちいずれか早い日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車については、この限りでない。

(1) 移転登録(道路運送車両法(昭和26年法律第185条)第13条第1項の移転登録をいう。以下同じ。)

(2) 抹消登録(道路運送車両法第15条から第16条までの規定による永久抹消登録、輸出抹消登録及び一時抹消登録をいう。以下同じ。)

(3) 自動車検査証の返納(道路運送車両法第69条第1項に規定する自動車検査証の返納をいう。以

下同じ。)

(4) 前号に準ずるものとして東部県税事務所長が認める事項

(自動車取得税の減免に係る構造上身体障害者等の利用に供するための自動車の範囲)

第46条の9 条例第134条の7第2号に規定する自動車は、身体障害者等の利用に供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車、これらに相当する構造の変更が行われた自動車及び身体障害者等の利用に供する超低床型バスとする。

(自動車取得税の減免に係る専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものの範囲)

第46条の10 条例第134条の7第3号に規定する自動車は、専ら身体障害者等が運転するために運転装置又は制御装置を装着する自動車その他専ら身体障害者等が運転するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車で、タクシー等の用途に供される営業用自動車とする。

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 条例第134条の7の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、申請期限までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部県税事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、第46条の8ただし書に規定する自動車に係る減免申請書等のうち、次項の表第1号右欄エ又はオ及び第2号右欄カ又はキに掲げる書類は、当該自動車に係る納税義務が発生した日から1月を経過する日までに提出しなければならない。

3 第1項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例	第62号様	ア 身体障害者手帳、

	<p>第134条 の7第1 号アに係 るもの</p>	<p>式の8</p>	<p>戦傷病者手帳、療育 手帳又は精神障害者 保健福祉手帳の写し イ 運転免許証の写し ウ 自動車検査証の写 し エ 既に自動車税の減 免を受けている場合 は、当該減免に係る 車両の移転登録又は 抹消登録を証する書 類 オ 既に軽自動車税の 課税免除又は減免を を受けている場合は、 自動車検査証の返納 を証する書類その他 の軽自動車等を使用 しなくなったことが 確認できる書類</p>
	<p>(2) 条例 第134条 の7第1 号イ及び ウに係る もの</p>	<p>第62号様 式の8</p>	<p>ア 身体障害者手帳、 戦傷病者手帳、療育 手帳又は精神障害者 保健福祉手帳の写し イ 身体障害者等と生 計を一にする者が運 転するもの（以下 「生計同一者運転 分」という。）にあっ ては、福祉事務所の 長（福祉事務所を設 置しない町村にあっ ては当該町村の長。 以下「福祉事務所等 の長」という。）が発 行する生計同一証明 書（第62号様式の 9）その他の生計を 一にすることが確認 できる書類 ウ 身体障害者等を常 時介護する者が運転 するもの（以下「常 時介護者運転分」と いう。）にあつては、</p>

		<p>福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書（第62号様式の9）</p> <p>エ 運転免許証の写し</p> <p>オ 自動車検査証の写し</p> <p>カ 既に自動車税の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</p> <p>キ 既に軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</p>
(3) 条例第134条の7第2号及び第3号に係るもの	第62号様式の10	<p>ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類</p> <p>イ 自動車検査証の写し</p> <p>ウ 特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真</p>

(自動車取得税の減免の承認)

第46条の12 東部県税事務所長は、前条第1項の減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の6による通知書により通知しなければならない。

(構造の変更に要した金額)

第46条の13 条例第134条の8第2号の構造の変更に要した金額は、当該自動車の取得価格のうち、車いすの固定装置若しくは運転装置の装着その他身体障害者等の利用に供するため又は専ら身体障害者等の

第5節 軽油引取税

運転のための特別の仕様又は構造の変更に要した金額とする。

(自動車取得税の減免の取消し)

第46条の14 東部県税事務所長は、自動車取得税の減免の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 東部県税事務所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、減免していた税額の全額を賦課徴収する。

第5節の2 軽油引取税

(証明書の交付)

第50条 所長は、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって自動車の所有者が現に当該自動車に係る自動車税を滞納していないこと、条例第8条の規定により自動車税の減免を受けたこと、法第146条第1項若しくは条例第136条若しくは第137条の規定により自動車税を課税しないこととされていること又は滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を申請したときは、第64号様式による証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限の前日とする。ただし、自動車税を口座振替の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年度の翌年度の6月20日とする。

3 前2項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知者又は納付書を納税者（口座振替の方法により自動車税を納付する者を除く。）に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面（以下この条において「呈示書面」という。）として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書は、出納員又は指定金融機関等若しくは条例第6条第1項第2号に掲げる知事が収納の事務を委託した者の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。

<p>(納税済印)</p> <p>第50条 条例第137条の11第1項及び第143条に規定する規則で定める納税済印は、<u>第64号様式</u>のとおりとする。</p> <p>第50条の2から第50条の7まで 削除</p> <p>(種別割の課税免除に係る構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車の範囲)</p> <p>第50条の8 条例第137条第2項第4号に規定する自動車は、身体障害、知的障害又は精神障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者等」という。）の利用に専ら供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車とする。</p> <p>(種別割の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲)</p> <p>第50条の9 条例第137条第2項第10号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線（以下「生活路線」という。）を運行する一般乗合用のバス（以下「課税免除対象バス」という。）のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日（同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。）において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条第1項の乗務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キ</p>	<p>4 前3項に定めるもののほか、<u>所長は、口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がない場合において、当該納税者が希望するときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度の6月20日とする第64号様式の2による証明書（当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付され、又は納付書の記載事項を記録した電磁的記録がその使用に係る電子計算機に送信されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあつては、第64号様式の3による証明書）を交付するものとする。</u></p> <p>(納税済印)</p> <p>第50条の2 条例第143条に規定する規則で定める納税済印は、<u>第64号様式の4</u>のとおりとする。</p> <p>第50条の3から第50条の7まで 削除</p> <p>(自動車税の課税免除に係る構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車の範囲)</p> <p>第50条の8 条例第137条第4号に規定する自動車は、身体障害、知的障害又は精神障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者等」という。）の利用に専ら供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車とする。</p> <p>(自動車税の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲)</p> <p>第50条の9 条例第137条第10号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線（以下「生活路線」という。）を運行する一般乗合用のバス（以下「課税免除対象バス」という。）のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日（同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。）において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条第1項の乗務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算</p>
---	---

ロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{基準日における生活路線の走行キロ数}}{\text{基準日における全走行キロ数}}$$

2 略

3 年度の中で課税免除対象バスに代わり他の一般乗合用のバスが当該課税免除対象バスが運行していた生活路線において運行することとなった場合には、当該年度においては、当該他の一般乗合用のバスについては、条例第137条第2項の課税免除を行わないものとする。

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10 条例第137条第1項第2号及び第3号の規定により環境性能割の課税免除を受けようとする者は、条例第137条の9第1項に規定する申告書の提出期限（東部県税事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過する日。以下この節において「申請期限」という。）までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を東部県税事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条第1項第2号に係るもの	第64号様式の2その1	ア 運転計画表（第64号様式の3） イ 自動車検査証の写し ウ その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類
(2) 条例第137条第1項第3号に係るもの	第64号様式の2その2	ア 自動車検査証の写し イ 特例非営利活動法人の設立の認証書の写し ウ 特定非営利活動法人の設立に係る登記

定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{基準日における生活路線の走行キロ数}}{\text{基準日における全走行キロ数}}$$

2 略

3 年度の中で課税免除対象バスに代わり他の一般乗合用のバスが当該課税免除対象バスが運行していた生活路線において運行することとなった場合には、当該年度においては、当該他の一般乗合用のバスについては、条例第137条の課税免除を行わないものとする。

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10

		事項証明書 エ 自動車を無償で譲り受けたことを証する書類 オ 自動車の使用目的を証する書類 カ 自動車の写真
--	--	---

3 条例第137条第2項第4号から第11号までの規定により種別割の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、課税免除申請書等を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

略

4 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条第2項第4号に係るもの	第64号様式の4	略
(2) 条例第137条第2項第5号から第9号までに係るもの	第64号様式の2その1	ア 前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第64号様式の3） イ・ウ 略
(3) 条例第137条第2項第10号に係るもの	第64号様式の5	略
(4) 条例第137条第2項第11号に係るもの	第64号様式の2その1	ア 前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第64号様式の3） イ～エ 略

		事項証明書 エ 自動車を無償で譲り受けたことを証する書類 オ 自動車の使用目的を証する書類 カ 自動車の写真
--	--	---

条例第137条第4号から第11号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

略

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条第4号に係るもの	第62号様式の10	略
(2) 条例第137条第5号から第9号までに係るもの	第62号様式の3	ア 前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第62号様式の4） イ・ウ 略
(3) 条例第137条第10号に係るもの	第64号様式の11	略
(4) 条例第137条第11号に係るもの	第62号様式の3	ア 前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第62号様式の4） イ～エ 略

(自動車税の課税免除の承認)
 第50条の11 東部県税事務所長は、前条第1項の規定による環境性能割の課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第64号様式の6その1により通知しなければならない。

2 所長は、前条第3項の規定による種別割の課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) <u>前条第4項の表第1号、第2号及び第4号に係るもの</u>	<u>第64号様式の6その1又は第64号様式の6その3</u>
(2) <u>前条第4項の表第3号に係るもの</u>	<u>第64号様式の6その2</u>

(種別割の課税免除の額)
 第50条の12 年度の中途において条例第137条第2項の規定により課税免除すべき事由に該当することとなった場合又は第50条の10第3項の表第1号に規定する提出期限経過後に種別割の課税免除の申請があった場合においては、申請のあった月（災害その他の真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合又は賦課期日の属する月中に課税免除すべき事由に該当し、かつ、同号に規定する提出期限内に申請があった場合にあつては、当該課税免除すべき事由に該当することとなった月）の翌月から月割をもって計算した額を課税免除する。

(自動車税の課税免除の取消し)
 第50条の13 東部県税事務所長は、第50条の11第1項の規定により環境性能割の課税免除の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の7により通知しなければならない。

2 東部県税事務所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、課税免除をしていた税額の全額を賦課徴収する。

3 所長は、第50条の11第2項の規定により種別割の課税免除の承認をした自動車のうち、当該課税免除

(自動車税の課税免除の承認)
 第50条の11 所長は、前条第1項の規定による課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をするものとする。

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) <u>前条第2項の表第1号、第2号及び第4号に係るもの</u>	<u>第64号様式の12その1、第62号様式の6又は第64号様式の12その4</u>
(2) <u>前条第2項の表第3号に係るもの</u>	<u>第64号様式の12その3</u>

(自動車税の課税免除の額)
 第50条の12 年度の中途において条例第137条の規定により課税免除すべき事由に該当することとなった場合又は第50条の10第1項の表第1号に規定する提出期限経過後に課税免除の申請があった場合においては、申請のあった月（災害その他の真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合又は賦課期日の属する月中に課税免除すべき事由に該当し、かつ、同号に規定する提出期限内に申請があった場合にあつては、当該課税免除すべき事由に該当することとなった月）の翌月から月割をもって計算した額を課税免除する。

(自動車税の課税免除の取消し)
 第50条の13

所長は、第50条の11の規定により課税免除の承認をした自動車のうち、当該課税免除の適用の要件を

の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の7により通知しなければならない。

4 略

(自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲等)
 第50条の13の2 条例第137条の2第1項第1号に規定する身体障害者等（以下この節において「身体障害者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
 第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別をいう。）に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別	
	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
視覚障害	1級から4級までの各級	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声	

欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 略

(自動車税の減免の対象となった自動車に代わる自動車の範囲)

第50条の13の2 条例第137条の2第1項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車は、同項第1号の規定に該当することにより自動車税の減免を受けている者がその減免の対象となった自動車の移転登録又は抹消登録を行う日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車を含むものとする。

(自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲等)
 第50条の13の3 条例第137条の2第1項第1号に規定する身体障害者等（以下この節において「身体障害者等」という。）、同号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者及び同号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、第46条の4から第46条の6までに規定するとおりとする。

		機能障害がある場合に限る。)	
肢 体 不 自 由	上肢	1級及び2級（右上肢3級かつ左上肢3級、右上肢3級かつ左上肢4級及び右上肢4級かつ左上肢3級を含む。）	1級及び2級（右上肢3級かつ左上肢3級、右上肢3級かつ左上肢4級及び右上肢4級かつ左上肢3級を含む。）
	下肢	1級から6級までの各級（右下肢7級かつ左下肢7級を含む。）	1級から3級までの各級（右下肢4級かつ左下肢4級を含む。）
	体幹	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性脳変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級及び2級 1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
じん臓機能障害		1級、3	1級、3

	級及び4級	級及び4級
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
小腸の機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から4級までの各級	1級から4級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度又は障害の程度（恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度又は同法別表第1号表ノ3に定める障害の程度をいう。）に該当する障害として知事が認めたるものを有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症

音声機能障害		特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
肢体不自由	上肢	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
	下肢	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各項症
	体幹	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害		特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害		特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害		特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害		特別項症から第3項症までの各項	特別項症から第3項症までの各項

	症	症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、当該手帳の障害の程度の欄にAと表示されているもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されているもの

（自動車税の減免に係る生計を一にする者の範囲）

第50条の13の3 条例第137条の2第1項第1号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者は、当該身体障害者等と日常の生活の収入及び支出を共同に計算している者とする。この場合において、必ずしも住居を一にしているかどうかは問わないものとする。

（自動車税の減免に係る常時介護者の範囲）

第50条の13の4 条例第137条の2第1項第1号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、1年以上の間に、継続して週3日程度以上、当該身体障害者等のために自動車の運転を行っている者（当該身体障害者等のために自動車の運転を行う見込みのある者を含む。）とする。

（自動車税の減免に係る用途の制限）

第50条の13の5 条例第137条の2第1項第1号イ又はウ及び同条第2項第1号（同条第1項第1号アに該当するものを除く。）に規定する自動車は、専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のために運転する自動車で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と

（自動車税の減免に係る用途の制限）

第50条の13の4 条例第137条の2第1項第1号イ又はウに規定する自動車に係る同項の規定による減免は、当該自動車が専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のために運転するものであり、かつ、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているもの

<p>記載されているものとする。</p> <p>(自動車税の減免に係る台数の制限)</p> <p><u>第50条の13の6 条例第137条の2第2項第1号の規定による種別割の減免を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等（法第442条の2第1項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に係る軽自動車税の種別割について市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、当該種別割の減免又は軽自動車税の種別割の課税免除若しくは減免を受けている期間に限り、<u>条例第137条の2第1項第1号に規定する自動車については、同項の環境性能割の減免を行わないものとする。ただし、当該減免に係る自動車又は課税免除若しくは減免に係る軽自動車等について次の各号に掲げる事項を行う日のうちいずれか早い日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車については、この限りでない。</u></u></p> <p>(1) <u>移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第13条第1項の移転登録をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>抹消登録（道路運送車両法第15条から第16条までの規定による永久抹消登録、輸出抹消登録及び一時抹消登録をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>自動車検査証の返納（道路運送車両法第69条第1項に規定する自動車検査証の返納をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) <u>前号に準ずるものとして東部県税事務所長が認める事項</u></p> <p>2 <u>身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税の種別割について、市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、当該課税免除又は減免を受けている期間に限り、<u>条例第137条の2第2項第1号に規定する自動車については、同項の種別割の減免を行わないものとする。ただし、当該軽自動車等の自動車検査証の返納その他これに準ずるものとして東部県税事務所長が認める事項を行う日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車については、この限りでない。</u></u></p> <p>(<u>環境性能割の減免に係る構造上身体障害者等の利用に供するための自動車の範囲</u>)</p> <p><u>第50条の13の7 条例第137条の2第1項第2号に規定する自動車は、身体障害者等の利用に供するために、<u>車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を</u></u></p>	<p><u>である場合に限り、行うものとする。</u></p> <p>(自動車税の減免に係る台数の制限)</p> <p><u>第50条の13の5</u></p> <p>身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、当該課税免除又は減免を受けている期間に限り、<u>条例第137条の2第1項第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。ただし、当該軽自動車等の自動車検査証の返納その他これに準ずるものとして東部県税事務所長が認める事項を行う日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車については、この限りでない。</u></p>
--	--

装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車、これらに相当する構造の変更が行われた自動車及び身体障害者等の利用に供する超低床型バスとする。

(環境性能割の減免に係る専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものの範囲)

第50条の13の8 条例第137条の2第1項第3号に規定する自動車は、専ら身体障害者等が運転するために運転装置又は制御装置を装着する自動車その他専ら身体障害者等が運転するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車で、タクシー等の用途に供される営業用自動車とする。

(種別割の減免の対象となった自動車に代わる自動車の範囲)

第50条の13の9 条例第137条の2第2項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車は、同項第1号の規定に該当することにより種別割の減免を受けている者がその減免の対象となった自動車の移転登録又は抹消登録を行う日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車を含むものとする。

(種別割の減免に係る中古自動車販売業者の要件)

第50条の14 条例第137条の2第2項第2号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 種別割について、申請年度の納期限において滞納がないこと。
- (2)・(3) 略

(種別割の減免に係る教育練習用自動車の範囲)

第50条の15 条例第137条の2第2項第3号に規定する自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。ただし、第1号の自動車については同号に掲げる算式により算定して得た台数を、第2号の自動車については鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が路上練習用自動車として認定した台数を限度として、申請に基づき認定するものとする。

- (1)・(2) 略

(自動車税の減免の手続)

(自動車税の減免に係る中古自動車販売業者の要件)

第50条の14 条例第137条の2第1項第2号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 自動車税について、申請年度の納期限において滞納がないこと。
- (2)・(3) 略

(自動車税の減免に係る教育練習用自動車の範囲)

第50条の15 条例第137条の2第1項第3号に規定する自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。ただし、第1号の自動車については同号に掲げる算式により算定して得た台数を、第2号の自動車については鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が路上練習用自動車として認定した台数を限度として、申請に基づき認定するものとする。

- (1)・(2) 略

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 条例第137条の2第1項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、申請期限までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部県税事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、第50条の13の6第1項ただし書に規定する自動車に係る環境性能割の減免申請書等のうち、次項の表第1号右欄エ又はオ及び第2号右欄カ又はキに掲げる書類は、当該自動車に係る納税義務が発生した日から1月を経過する日までに提出しなければならない。

3 第1項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

第50条の16

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条の2第1項第1号アに係るもの	第64号様式の8その1	ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ 運転免許証の写し ウ 自動車検査証の写し エ 既に種別割の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類 オ 既に軽自動車税の種別割の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類
(2) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウ	第64号様式の8その1	ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ 身体障害者等と生

<p>に係るもの</p>		<p>計を一にする者が運転するもの（以下「生計同一者運転分」という。）にあつては、福祉事務所の長（福祉事務所を設置しない町村にあつては当該町村の長。以下「福祉事務所等の長」という。）が発行する生計同一証明書（第64号様式の9）その他の生計を一にすることが確認できる書類</p> <p>ウ 身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（以下「常時介護者運転分」という。）にあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書（第64号様式の9）</p> <p>エ 運転免許証の写し</p> <p>オ 自動車検査証の写し</p> <p>カ 既に種別割の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</p> <p>キ 既に軽自動車税の種別割の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</p>
<p>(3) 条例第137条の2第1</p>	<p>第64号様式の4</p>	<p>ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又</p>

項第2号及び第3号に係るもの	は構造変更後の自動車の価額を証する書類 イ 自動車検査証の写し ウ 特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真
----------------	---

4 条例第137条の2第2項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、減免申請書等を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るもの	条例第141条に規定する納期限前7日（ <u>条例第137条の2第2項第2号</u> に係るものにあつては、当該納期限）	減免を受けようとする自動車の主たる定置場を所管する所長
略		

5 前項の表第2号中欄の規定にかかわらず、第50条の13の6第2項ただし書又は第50条の13の9に規定する自動車に係る種別割の減免申請書等のうち、次項の表第2号右欄エ又はオ及び第4号右欄カ又はキに掲げる書類は、当該自動車に係る納税義務が発生した日から1月を経過する日までに提出しなければならない。

6 第4項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条の2第2項第1号（同条第1項第1号アに該	<u>第64号様式の8その2</u>	

条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るもの	条例第141条に規定する納期限前7日（ <u>条例第137条の2第1項第2号</u> に係るものにあつては、当該納期限）	減免を受けようとする自動車の主たる定置場を所管する所長
略		

2 前項の表第2号中欄の規定にかかわらず、第50条の13の2又は第50条の13の5ただし書に規定する自動車に係る減免申請書等のうち、次項の表第2号右欄エ又はオ及び第4号右欄カ又はキに掲げる書類は、当該自動車に係る納税義務が発生した日から1月を経過する日までに提出しなければならない。

3 第1項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条の2第1項第1号アに係るもの（前年度から	<u>第64号様式の5その1</u>	

<p>当するものに限る。)に係るもの(前年度から引き続き同一車両について減免を受けようとする場合(以下この表において「継続減免の場合」という。)に限る。)</p>			<p>引き続き同一車両について減免を受けようとする場合(以下この表において「継続減免の場合」という。)に限る。)</p>		
<p>(2) 条例第137条の2第2項第1号(同条第1項第1号アに該当するものに限る。)に係るもの((1)に掲げるものを除く。)</p>	<p>第64号様式の8その1</p>	<p>ア～ウ 略 エ 既に種別割の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類 オ 既に軽自動車税の種別割の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</p>	<p>(2) 条例第137条の2第1項第1号アに係るもの((1)に掲げるものを除く。)</p>	<p>第62号様式の8</p>	<p>ア～ウ 略 エ 既に自動車税の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類 オ 既に軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</p>
<p>(3) 条例第137条の2第2項第1号(同条第1項第1号アに該当するものを除く。)</p>	<p>第64号様式の8その3</p>	<p>ア 生計同一者運転分にあつては、福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書(第64号様式の9)その他の生計を一にすることが確認できる書類(前年度の減免の申請に係る運転者に異動がある場合</p>	<p>(3) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの(継続減免の場合に限る。)</p>	<p>第64号様式の5その2</p>	<p>ア 生計同一者運転分にあつては、福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書(第62号様式の9)その他の生計を一にすることが確認できる書類(前年度の減免の申請に係る運転者に異動がある場合</p>

<p>係るもの (継続減免の場合に限る。)</p>		<p>又は前年度の減免の申請に係る身体障害者等、所有者若しくは運転者の氏名若しくは住所に異動がある場合に限る。)</p> <p>イ 常時介護者運転分にあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明者(第64号様式の9)</p> <p>ウ 略</p>			<p>又は前年度の減免の申請に係る身体障害者等、所有者若しくは運転者の氏名若しくは住所に異動がある場合に限る。)</p> <p>イ 常時介護者運転分にあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明者(第62号様式の9)</p> <p>ウ 略</p>
<p>(4) 条例第137条の2第2項第1号(同条第1項第1号アに該当するものを除く。)に係るもの((3)に掲げるものを除く。)</p>	<p>第64号様式の8その1</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 生計同一者運転分にあつては、福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書(第64号様式の9)その他の生計を一にすることが確認できる書類</p> <p>エ 常時介護者運転分にあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書(第64号様式の9)</p> <p>オ 略</p> <p>カ 既に種別割の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</p> <p>キ 既に軽自動車税の種別割の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</p>	<p>(4) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの((3)に掲げるものを除く。)</p>	<p>第62号様式の8</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 生計同一者運転分にあつては、福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書その他の生計を一にすることが確認できる書類</p> <p>エ 常時介護者運転分にあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書(第62号様式の9)</p> <p>オ 略</p> <p>カ 既に自動車税の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</p> <p>キ 既に軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</p>
<p>(5) 条例第137条の2第2</p>	<p>第64号様式の8その4</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該減免の申請に係る自動車の当該年</p>	<p>(5) 条例第137条の2第1</p>	<p>第64号様式の14</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該減免の申請に係る自動車の当該年</p>

項第2号に係るもの		度における自動車税種別割納税通知書の写し エ 略
(6) 条例第137条の2第2項第3号に係るもの	第64号様式の8その5	略

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 東部県税事務所長は、前条第1項の規定による環境性能割の減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第64号様式の6その1により通知しなければならない。

2 所長は、前条第4項の規定による種別割の減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第6項の表第1号及び第3号に係るもの	第1号様式の3その7又は第64号様式の6その4
(2) 前条第6項の表第2号、第4号及び第6号に係るもの	第1号様式の3その7又は第64号様式の6その1
(3) 前条第6項の表第5号に係るもの	第64号様式の10

(環境性能割の減免に係る構造の変更に必要な金額)

第50条の17の2 条例第137条の3第1項第2号の構造の変更に必要な金額は、当該自動車の取得価格のうち、車いすの固定装置若しくは運転装置の装着その他身体障害者等の利用に供するため又は専ら身体障害者等の運転のための特別の仕様又は構造の変更に必要な金額とする。

(種別割の減免の額)

第50条の18 条例第137条の3第2項ただし書に規定

項第2号に係るもの		度における自動車税納税通知書の写し エ 略
(6) 条例第137条の2第1項第3号に係るもの	第64号様式の15	略

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 所長は、前条第1項の規定による減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をするものとする。

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第3項の表第1号及び第3号に係るもの	第1号様式の3その7又は第64号様式の12その5
(2) 前条第3項の表第2号及び第4号に係るもの	第64号様式の12その1又は第62号様式の6
(3) 前条第3項の表第5号に係るもの	第64号様式の16
(4) 前条第3項の表第6号に係るもの	第64号様式の12その1

(自動車税の減免の額)

第50条の18 条例第137条の3ただし書に規定する規

する規則で定める計算方法は、申請のあった月（災害その他の真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合又は賦課期日の属する月中に減免すべき事由に該当し、かつ、第50条の16第4項の表第1号に規定する提出期限内に申請があった場合にあつては、当該減免すべき事由に該当することとなった月）の翌月から減免の要件に該当していた月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。

2 条例第137条の3第2項第1号に規定する規則で定める計算方法は、賦課期日後に納税義務が発生した場合にあつては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあつては当該消滅した月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。

（自動車税の減免の取消し）

第50条の19 東部県税事務所長は、第50条の17第1項の規定により環境性能割の減免の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の7により通知しなければならない。

2 東部県税事務所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、減免していた税額の全額を賦課徴収する。

3 所長は、第50条の17第2項の規定により種別割の減免の承認をした自動車のうち、納税義務者からの申立てがあつたもの、当該減免の適用の要件を欠くに至つたもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該減免の承認を取り消し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

区分	通知書
(1) <u>条例第137条の2第2項第1号又は第3号に係るもの</u>	第64号様式の7
(2) <u>条例第137条の2第2項第2号に係るもの</u>	第64号様式の11

4 略

（環境性能割に係る更正、決定等に関する通知書）

第50条の19の2 条例第137条の15の規則で定める通知書は、第64号様式の12のとおりとする。

則で定める計算方法は、申請のあった月（災害その他の真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合又は賦課期日の属する月中に減免すべき事由に該当し、かつ、第50条の16第1項の表第1号に規定する提出期限内に申請があった場合にあつては、当該減免すべき事由に該当することとなった月）の翌月から減免の要件に該当していた月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。

2 条例第137条の3第1号に規定する規則で定める計算方法は、賦課期日後に納税義務が発生した場合にあつては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあつては当該消滅した月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。

（自動車税の減免の取消し）

第50条の19

所長は、第50条の17の規定により減免の承認をした自動車のうち、納税義務者からの申立てがあつたもの、当該減免の適用の要件を欠くに至つたもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該減免の承認を取り消し、納税義務者に条例第137条の2第1項第1号に係るものにあつては第62号様式の7、同項第2号に係るものにあつては第64号様式の17、同項第3号に係るものにあつては第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 略

(自動車税の証明書の交付)

第50条の19の3 所長は、道路運送車両法第97条の2

第1項の規定によって自動車の所有者が現に当該自動車に係る自動車税（環境性能割を除く。以下この条において同じ。）を滞納していないこと、条例第8条の規定により種別割の減免を受けたこと、法第146条第1項若しくは条例第136条若しくは第137条第2項の規定により種別割を課税しないこととされていること又は滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を申請したときは、第64号様式の13その1による証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する種別割の納期限の前日とする。ただし、種別割を口座振替の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年度の翌年度の6月20日とする。

3 前2項に定めるもののほか、所長は、種別割に係る納税通知書又は納付書を納税者（口座振替の方法により種別割を納付する者を除く。）に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面（以下この条において「呈示書面」という。）として、有効期限を当該年度の翌年度分の種別割の納期限の前日とする第64号様式の13その2による証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書は、出納員又は指定金融機関等若しくは条例第6条第1項第2号に掲げる知事が収納の事務を委託した者の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により種別割を納付する納税者が当該年度分の種別割の納期限において現に自動車税の滞納がない場合において、当該納税者が希望するときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度の6月20日とする第64号様式の13その2による証明書（当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付され、又は納付書の記載事項を記録した電磁的記録がその使用に係る電子計算機に送信されている指定金融機関等に種別割を納付する場合にあっては、第64号様式の13その3による証明書）を交付するものとする。

<p>(種別割の一括納付)</p> <p>第50条の20 条例第135条の2に規定する種別割の納税義務者のうち知事が別に定める者は、種別割を一括して納付することができる。</p> <p>2 前項の規定により種別割を一括して納付しようとする者は、知事が別に定めるところにより、所有する自動車の主たる定置場を所管する所長に申請しなければならない。</p>	<p>(自動車税の一括納付)</p> <p>第50条の20 条例第135条に規定する自動車税の納税義務者のうち知事が別に定める者は、自動車税を一括して納付することができる。</p> <p>2 前項の規定により自動車税を一括して納付しようとする者は、知事が別に定めるところにより、所有する自動車の主たる定置場を所管する所長に申請しなければならない。</p>
<p>様式目次</p>	<p>様式目次</p>
<p>(1) 通則関係</p>	<p>(1) 通則関係</p>
<p>第1号様式・第1号様式の2 略</p>	<p>第1号様式・第1号様式の2 略</p>
<p>第1号様式の3その1～その5 略</p>	<p>第1号様式の3その1～その5 略</p>
<p>その6 納税通知書・納付(納入)書 (自動車税種別割)</p>	<p>その6 納税通知書・納付(納入)書 (自動車税)</p>
<p>その7 納税通知書・納付(納入)書 兼減免決定通知書(自動車税種別割)</p>	<p>その7 納税通知書・納付(納入)書 兼減免決定通知書(自動車税)</p>
<p>その8 納税通知書(自動車税種別割 (口座振替))</p>	<p>その8 納税通知書(自動車税(口座振替))</p>
<p>その9 納税通知書(自動車税種別割 (証紙徴収の方法によって徴収することができない場合))</p>	<p>その9 納税通知書(自動車税(証紙徴収の方法によって徴収することができない場合))</p>
<p>その10 納税通知書(自動車税種別割 (一括納付))</p>	<p>その10 納税通知書(自動車税(一括納付))</p>
<p>その11・その12 略</p>	<p>その11・その12 略</p>
<p>第1号様式の4その1 略</p>	<p>第1号様式の4その1 略</p>
<p>その2 自動車税種別割督促状</p>	<p>その2 自動車税督促状</p>
<p>その3 督促状(自動車税環境性能割 (更正、決定)、自動車税種別割(証紙徴収の方法によって徴収することができない場合)、狩猟税(普通徴収))</p>	<p>その3 督促状(自動車税(証紙徴収の方法によって徴収することができない場合)、自動車取得税(更正、決定)、狩猟税(普通徴収))</p>
<p>第1号様式の5～第1号様式の10 略</p>	<p>第1号様式の5～第1号様式の10 略</p>
<p>(2) 賦課徴収関係</p>	<p>(2) 賦課徴収関係</p>
<p>第2号様式～第5号様式 略</p>	<p>第2号様式～第5号様式 略</p>
<p>第5号様式の2その1～その4 略</p>	<p>第5号様式の2その1～その4 略</p>
<p>その5 自動車税種別割税額変更通知書</p>	<p>その5 自動車税税額変更通知書</p>
<p>第6号様式～第16号様式の3 略</p>	<p>第6号様式～第16号様式の3 略</p>
<p>第17号様式その1 略</p>	<p>第17号様式その1 略</p>
<p>その2 自動車税種別割税額変更・還付(充当)通知書</p>	<p>その2 自動車税税額変更・還付(充当)通知書</p>
<p>第17号様式の2～第45号様式 略</p>	<p>第17号様式の2～第45号様式 略</p>

	<p>第64号様式の12その1 <u>自動車税課税免除（減免）決定通知書</u></p> <p>その2 <u>削除</u></p> <p>その3 <u>自動車税課税免除決定通知書</u></p> <p>その4 <u>自動車税課税免除決定通知書</u></p> <p>その5 <u>自動車税納税通知書兼減免決定通知書</u></p> <p>第64号様式の13 <u>削除</u></p> <p>第64号様式の14 <u>自動車税減免申請書（商品中古自動車）</u></p> <p>第64号様式の15 <u>自動車税減免申請書（教習車）</u></p> <p>第64号様式の16 <u>自動車税減免決定通知書（商品中古自動車）</u></p> <p>第64号様式の17 <u>自動車税減免決定取消通知書（商品中古自動車）</u></p>
<p>第64号様式 <u>納税済印</u></p> <p>第64号様式の2その1 <u>自動車税環境性能割・自動車税種別割課税免除申請書</u></p> <p>その2 <u>自動車税環境性能割課税免除申請書（特定非営利活動法人）</u></p> <p>第64号様式の3 <u>運転実績（計画）表</u></p> <p>第64号様式の4 <u>自動車税種別割課税免除・自動車税環境性能割減免申請書（構造変更車）</u></p> <p>第64号様式の5 <u>自動車税種別割課税免除対象バス認定申請書</u></p> <p>第64号様式の6その1 <u>自動車税環境性能割・自動車税種別割課税免除（減免）決定通知書</u></p> <p>その2 <u>自動車税種別割課税免除決定通知書（生活路線バス用）</u></p> <p>その3 <u>自動車税種別割課税免除決定通知書</u></p> <p>その4 <u>自動車税種別割納税通知書兼減免決定通知書</u></p> <p>第64号様式の7 <u>自動車税環境性能割・自動車税種別割課税免除（減免）決定取消通知書</u></p> <p>第64号様式の8その1 <u>自動車税環境性能割・自動車税種別割減免申請書（身体障害者等）</u></p> <p>その2 <u>自動車税種別割減免申請書（継続用）（身体障害者本人運転分）</u></p> <p>その3 <u>自動車税種別割減免申請書</u></p>	

<u>(継続用) (生計同一者・常時介護者運転分)</u>	
その4	<u>自動車税種別割減免申請書</u> <u>(商品中古自動車)</u>
その5	<u>自動車税種別割減免申請書</u> <u>(教習車)</u>
第64号様式の9	<u>自動車税に係る生計同一・常時介護</u> <u>証明書交付願</u>
第64号様式の10	<u>自動車税種別割減免決定通知書 (商</u> <u>品中古自動車)</u>
第64号様式の11	<u>自動車税種別割減免決定取消通知書</u> <u>(商品中古自動車)</u>
第64号様式の12	<u>更正決定通知書 (自動車税環境性能</u> <u>割・加算金)</u>
第64号様式の13その1	<u>自動車税納税証明書 (窓口交</u> <u>付用)</u>
その2	<u>自動車税納税証明書 (納付書</u> <u>用)</u>
その3	<u>自動車税納税証明書 (磁気テ</u> <u>ープ等又は電磁的記録用)</u>
(10) 略	(11) 略
(11) 略	(12) 略
(12) 略	(13) 略

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式の3その6から第1号様式の3その10までを次のように改める。

第1号様式の3その7 (第2条の2、第2条の3、第50条の17関係)

<p>② 鳥取県 領収済通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>鳥取県</td> <td>減免後の税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>鳥取県 口座番号</td> <td>納付区分</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>課税番号(登録番号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税年度</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	鳥取県	減免後の税額	円	収納機関番号	鳥取県 口座番号	納付区分	納期限	期別	納付番号	確認番号	課税番号(登録番号)		課税年度			<p>② 納付(納入)書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>自動車税種別割</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>課税番号</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>減免後の税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>所管</td> <td>領収日付印</td> </tr> </table> <p>(金融機関/コンビニ店舗保管)</p>	加入者名	鳥取県	口座番号	確認番号	納付番号	自動車税種別割	税目	課税番号	納期限		納税者氏名	様	減免後の税額	円	加算金	円	小計	円	延滞金	円	合計金額	円	所管	領収日付印	<p>② 自動車税種別割納税通知書兼 減免決定通知書兼領収証書</p> <p>住所 氏名 様</p> <p>さきに申請のあった自動車税種別割については、鳥取県税条例第137条の2第2項第1号に該当するので、次のとおり減免を決定します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>課税年度</td> <td>所属</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>別</td> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税番号</td> <td>区分</td> <td>自動車税種別割</td> <td>登録番号</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>減免額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>減免後の税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり納付してください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県 県税事務所長 印</p> <p>左記金額を領収しました。 領収日付印 収入印紙不要</p>	納付番号	確認番号	課税年度	所属	期別	別	税目		課税番号	区分	自動車税種別割	登録番号	税額	円	減免額	円	減免後の税額	円	延滞金	円	合計金額	円	納期限	
加入者名	鳥取県	減免後の税額	円																																																															
収納機関番号	鳥取県 口座番号	納付区分	納期限																																																															
期別	納付番号	確認番号	課税番号(登録番号)																																																															
	課税年度																																																																	
加入者名	鳥取県																																																																	
口座番号	確認番号																																																																	
納付番号	自動車税種別割																																																																	
税目	課税番号																																																																	
納期限																																																																		
納税者氏名	様																																																																	
減免後の税額	円																																																																	
加算金	円																																																																	
小計	円																																																																	
延滞金	円																																																																	
合計金額	円																																																																	
所管	領収日付印																																																																	
納付番号	確認番号	課税年度	所属																																																															
期別	別	税目																																																																
課税番号	区分	自動車税種別割	登録番号																																																															
税額	円																																																																	
減免額	円																																																																	
減免後の税額	円																																																																	
延滞金	円																																																																	
合計金額	円																																																																	
納期限																																																																		
<p>② 鳥取県 領収済通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>鳥取県</td> <td>減免後の税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>鳥取県 口座番号</td> <td>納付区分</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>課税番号(登録番号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税年度</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	鳥取県	減免後の税額	円	収納機関番号	鳥取県 口座番号	納付区分	納期限	期別	納付番号	確認番号	課税番号(登録番号)		課税年度			<p>② 納付(納入)書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>自動車税種別割</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>課税番号</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>減免後の税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>所管</td> <td>領収日付印</td> </tr> </table> <p>(金融機関/コンビニ店舗保管)</p>	加入者名	鳥取県	口座番号	確認番号	納付番号	自動車税種別割	税目	課税番号	納期限		納税者氏名	様	減免後の税額	円	加算金	円	小計	円	延滞金	円	合計金額	円	所管	領収日付印	<p>② 自動車税種別割納税通知書兼 減免決定通知書兼領収証書</p> <p>住所 氏名 様</p> <p>さきに申請のあった自動車税種別割については、鳥取県税条例第137条の2第2項第1号に該当するので、次のとおり減免を決定します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>課税年度</td> <td>所属</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>別</td> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税番号</td> <td>区分</td> <td>自動車税種別割</td> <td>登録番号</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>減免額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>減免後の税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり納付してください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県 県税事務所長 印</p> <p>左記金額を領収しました。 領収日付印 収入印紙不要</p>	納付番号	確認番号	課税年度	所属	期別	別	税目		課税番号	区分	自動車税種別割	登録番号	税額	円	減免額	円	減免後の税額	円	延滞金	円	合計金額	円	納期限	
加入者名	鳥取県	減免後の税額	円																																																															
収納機関番号	鳥取県 口座番号	納付区分	納期限																																																															
期別	納付番号	確認番号	課税番号(登録番号)																																																															
	課税年度																																																																	
加入者名	鳥取県																																																																	
口座番号	確認番号																																																																	
納付番号	自動車税種別割																																																																	
税目	課税番号																																																																	
納期限																																																																		
納税者氏名	様																																																																	
減免後の税額	円																																																																	
加算金	円																																																																	
小計	円																																																																	
延滞金	円																																																																	
合計金額	円																																																																	
所管	領収日付印																																																																	
納付番号	確認番号	課税年度	所属																																																															
期別	別	税目																																																																
課税番号	区分	自動車税種別割	登録番号																																																															
税額	円																																																																	
減免額	円																																																																	
減免後の税額	円																																																																	
延滞金	円																																																																	
合計金額	円																																																																	
納期限																																																																		
<p>② 鳥取県 領収済通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>鳥取県</td> <td>減免後の税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>鳥取県 口座番号</td> <td>納付区分</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>課税番号(登録番号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税年度</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	鳥取県	減免後の税額	円	収納機関番号	鳥取県 口座番号	納付区分	納期限	期別	納付番号	確認番号	課税番号(登録番号)		課税年度			<p>② 納付(納入)書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>自動車税種別割</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>課税番号</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>減免後の税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>所管</td> <td>領収日付印</td> </tr> </table> <p>(金融機関/コンビニ店舗保管)</p>	加入者名	鳥取県	口座番号	確認番号	納付番号	自動車税種別割	税目	課税番号	納期限		納税者氏名	様	減免後の税額	円	加算金	円	小計	円	延滞金	円	合計金額	円	所管	領収日付印	<p>② 自動車税種別割納税通知書兼 減免決定通知書兼領収証書</p> <p>住所 氏名 様</p> <p>さきに申請のあった自動車税種別割については、鳥取県税条例第137条の2第2項第1号に該当するので、次のとおり減免を決定します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>課税年度</td> <td>所属</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>別</td> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税番号</td> <td>区分</td> <td>自動車税種別割</td> <td>登録番号</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>減免額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>減免後の税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり納付してください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県 県税事務所長 印</p> <p>左記金額を領収しました。 領収日付印 収入印紙不要</p>	納付番号	確認番号	課税年度	所属	期別	別	税目		課税番号	区分	自動車税種別割	登録番号	税額	円	減免額	円	減免後の税額	円	延滞金	円	合計金額	円	納期限	
加入者名	鳥取県	減免後の税額	円																																																															
収納機関番号	鳥取県 口座番号	納付区分	納期限																																																															
期別	納付番号	確認番号	課税番号(登録番号)																																																															
	課税年度																																																																	
加入者名	鳥取県																																																																	
口座番号	確認番号																																																																	
納付番号	自動車税種別割																																																																	
税目	課税番号																																																																	
納期限																																																																		
納税者氏名	様																																																																	
減免後の税額	円																																																																	
加算金	円																																																																	
小計	円																																																																	
延滞金	円																																																																	
合計金額	円																																																																	
所管	領収日付印																																																																	
納付番号	確認番号	課税年度	所属																																																															
期別	別	税目																																																																
課税番号	区分	自動車税種別割	登録番号																																																															
税額	円																																																																	
減免額	円																																																																	
減免後の税額	円																																																																	
延滞金	円																																																																	
合計金額	円																																																																	
納期限																																																																		

③ お知らせ

- 減免決定通知について
次のことが生じた場合には、必ず表記の県税事務所へご連絡してください。
(1) 障がい名が変更となったとき。
(2) 手帳の等級が変更になったとき。
(3) 運転免許証が取り消されたとき。
(4) 住所が変更になったとき。
また、虚偽の申請により減免決定を受けた場合は、決定を取り消すことになります。
賦課に不服がある場合について
納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
また、この県税の賦課処分取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかにか該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
滞納処分について
滞納処分により税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。
- 課税の根拠
この自動車税種別割は、地方税法第146条及び鳥取県税条例第135条の2の規定によって課せられたものです。
③ 延滞金
納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した額の延滞金を徴収します。

- 41 -

の割合)とする。)で計算した額の延滞金を徴収します。

◎お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

3 預金残高等の確認について

納期限までに、預金残高等の確認をお願いします。

第1号様式の3その9（第2条の2関係）

（表面）

自動車税種別割納税通知書									
県 税					第 号				
(納付者)									
年度	登 録 番 号				税 率				
	/				口 座 振 替 区 分				
税 額		百	十	万	千	百	十	円	
納 期 限									
納 付 場 所									

上記のとおり納付してください。

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条並びに鳥取県税条例第135条の2及び第142条第3項の規定によって課せられたものです。
- 2 この税額については、鳥取県税条例第9条第2項の規定に基づき、この納税通知書を発した日の翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（この納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で計算した額の延滞金を徴収します。

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 印

（裏面）

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

鳥取県

納税通知書（一括納付用）

下記の金額を納期限までに同封の納付書により納付してください。

住所

氏名 様

納付番号	確認番号	課税年度	所属	期 別
税 目	自動車税 種 別 割	課税番号	別紙内訳書のとおり	
登録番号	別紙内訳書のとおり			

税 額	円
納 期 限	年 月 日

年 月 日

鳥取県 県税事務所長

印

◎課税の根拠

この自動車税種別割は、地方税法第146条及び鳥取県条例第135条の2の規定によって課せられたものです。

◎延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるときは又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で計算した額の延滞金を徴収します。

◎お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分取消の訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができ、なお、処分の取消の訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後であれば提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消の訴えの提起をすることができ、

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

別紙

年度 自動車税種別割納税通知書（一括納付用）内訳書

納税義務者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
登録番号	課税番号	税額（税率）	登録番号	課税番号	税額（税率）
納期限	年 月 日		計		
			合計		

第1号様式の4その2及び第1号様式の4その3を次のように改める。

第1号様式の4その2（第2条の4関係）

鳥取県

督促 状

あなたの自動車税種別割が上記のとおり未納となっておりますので、直ちに納めてください。

住所 氏名 様

納付番号	確認番号	課税年度
所属	期 別	
税 目	課税番号	
自動車税種別割		
区 分	登 録 番 号	

税 額	円
納 期 限	円
延滞金の上乗率が	円

年 月 日

鳥取県 県税事務所長



この督促状を受け取られたときままに納付しておられましたら、行き違いですので、あしからず御了承ください。

おしらせ

1 滞納処分について

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

2 督促に不服がある場合について

この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができまます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出ください。

また、この督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができまます。なお、督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 延滞金について

延滞金は、納期限までに税金を完納しないときに、その翌日から完納の日までの日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）で計算されます。

第1号様式の4その3（第2条の4関係）

（表面）

市 町 郡 村 （納税者の氏名） 様				
第 号	督 促 状			
年度	税 目		納 期 限	
税 額	円			
加算金	円	加算金	円	
延 滞 金	納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（ から までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で計算した金額			
上記のとおり滞納となっていますから、至急納付してください。 年 月 日				
鳥取県 県税事務所長				印

備考 この督促状は、自動車税環境性能割（更正又は決定による場合に限る。）、自動車税種別割（証紙徴収の方法によって徴収することができない場合に限る。）及び狩猟税（普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）に係る督促について使用すること。

（裏面）

納付場所	
お知らせ 1 完納されない場合について 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押えを受けなければならないこととなります。 2 督促に不服がある場合について この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。 また、この督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

第5号様式の2その5を次のように改める。

第5号様式の2その5（第5条の2関係）

鳥取県

税額等変更通知書

さきに通知した税額等を下記のとおり変更しました。

住 所
氏 名
様

お知らせ

1 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができま。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができま。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 未納額がある場合について

税額変更後に未納税額がある場合は同封の納付書で納めてください。なお、未納税額がない場合は、納付書は同封しておりません。

納付番号	確認番号	課税年度	所 属	期 別
税 目	自動車税 種 別 割	登録番号	区 分	

通知済の税額
変更後の税額
差引増減額
変更の理由
納 期 限

年 月 日

鳥取県 県税事務所長



第17号様式その2を次のように改める。

第17号様式その2（第5条の2、第20条関係）

(表面)

年 月 日

自動車税種別割税額変更・還付（充当）通知書

鳥取県 県税事務所長 印

下記のとおり県税を減額・還付（充当）します。

課 税 年 度		税 目			
期 別					
支 出 区 分		納 期 限			
処 理 日		課 税 番 号			
還 付 番 号					
還 付 事 由		登 録 番 号			
		変 更 の 理 由			
変 更 前 の 税 額		変 更 税 額		変 更 後 の 税 額	

還 付 発 生 額										
納付(入)日	本 税			延 滞 金		申 告 加 算 金		重 加 算 金		計
計										
正 当 額										
還 付 額										(ア)
還 付 加 算 金	基礎税額	始期	終期	日数	還付加算金	基礎税額	始期	終期	日数	還付加算金
	還 付 加 算 金 の 合 計									(イ)
還 付 額 (ア) + (イ)										(ウ)

充 当 処 理										
税 目	年 度	課 税 番 号	期 別	申 告 処 理 区 分	充 当 適 状 日	本 税	延 滞 金	加 算 金	重 加 算 金	計
充 当 額 の 合 計										(エ)

年度		差 引 還 付 額	(ウ) - (エ)
----	--	-----------	-----------

様

(裏面)

《 お 知 ら せ 》

還付金の受取方法等については、裏面を御覧ください。

口座振込	金 融 機 関	
	預金の種類	口座番号

この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第53号様式の3を次のように改める。

法人事業税・加算金
更正決定通知書

県民税
特別法人事業税

住所
氏名
様

次のとおり更正決定したので通知します。この通知に基づく不足税額及び不足税額に対する延滞金額加算金額については、納付書により、指定納期限までに納付してください。

更正決定額

指定納期限

更正決定の理由

年月日
職氏名



通知書番号/課税番号	事業年度		申告区分	申告期限		申告年月日		税務官署の処理	資本金等の額
	年	月		年	月	年	月		
課税標準となる法人税額の総額 (1) 本県分の課税標準となる法人税額 (2) 道府県民税の特定寄附金税額控除額 (3) 控除対象所得税額等相当額の控除額 (4) 外国の法人税額等の控除額 (5) 仮装経理に基づく控除額 (6) 利子割額の控除額 (7) 差引法人税割額 (2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7) (8) 租税条約の実施に係る控除額 (9) 過大であった既還付請求利子割額 (10) 納付すべき法人税割額 (8)-(9)+(10) (11) 均計 (11)+(12) (13) 控除しきれなかった利子割額 (14) 所得又は清算所得の総額 (15) 万円以下以下の金額 (16) 万円超 万円以下の金額 (17) 万円超 (清算) の金額 (18) 計 (16)+(17)+(18) (19) 軽減不適用の金額 (20) 付加価値額の総額 (21) 付加価値額の総額 (22) 資本金等の総額 (23) 収入金額の総額 (24) 収入金額 (19)+(20)+(22)+(24)+(25) (27) 改正法附則控除額 (28) 事業税の特定寄附金税額控除額 (29) 仮装経理に基づく控除額 (30) 租税条約の実施に係る控除額 (31) 差引計 (27)-(28)-(29)-(30)-(31) (32) 所得割額 (33) 収入割額 (34) 仮装経理に基づく控除額 (35) 租税条約の実施に係る控除額 (36) 差引計 (33)+(34)-(35)-(36) (37)	更正	課税標準額	税率 (%)	定税額	既納付確定額	増減額			
	区	分	年	月	日	年	月	日	増減額
	課税標準となる法人税額の総額 (1)								
	本県分の課税標準となる法人税額 (2)								
	道府県民税の特定寄附金税額控除額 (3)								
	控除対象所得税額等相当額の控除額 (4)								
	外国の法人税額等の控除額 (5)								
	仮装経理に基づく控除額 (6)								
	利子割額の控除額 (7)								
	差引法人税割額 (2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7) (8)								
	租税条約の実施に係る控除額 (9)								
	過大であった既還付請求利子割額 (10)								
	納付すべき法人税割額 (8)-(9)+(10) (11)								
	均計 (11)+(12) (13)								
控除しきれなかった利子割額 (14)									
所得又は清算所得の総額 (15)									
万円以下以下の金額 (16)									
万円超 万円以下の金額 (17)									
万円超 (清算) の金額 (18)									
計 (16)+(17)+(18) (19)									
軽減不適用の金額 (20)									
付加価値額の総額 (21)									
付加価値額の総額 (22)									
資本金等の総額 (23)									
収入金額の総額 (24)									
収入金額 (19)+(20)+(22)+(24)+(25) (27)									
改正法附則控除額 (28)									
事業税の特定寄附金税額控除額 (29)									
仮装経理に基づく控除額 (30)									
租税条約の実施に係る控除額 (31)									
差引計 (27)-(28)-(29)-(30)-(31) (32)									
所得割額 (33)									
収入割額 (34)									
仮装経理に基づく控除額 (35)									
租税条約の実施に係る控除額 (36)									
差引計 (33)+(34)-(35)-(36) (37)									
対 応 税 額									
率 (%)									
加 算 金 額									
既納付確定額									
増 減 額									
過 少 申 告 対 象 加 算 金 (38)									
(加 重 告 対 象 分) (39)									
不 加 重 告 対 象 加 算 金 (40)									
(加 重 告 対 象 分) (41)									
重 加 算 金 (42)									

◎延滞金
不足税額については、年月日から納付の日までの期間に応じ、税額 (1,000円未満の端数があるときはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に対し、年14.6パーセント (この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント) の割合 (各年の特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特別措置法第93条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄才及び才並びに同表の左欄(3)の同表の中欄才に掲げる税額については当該特別措置法第93条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄才及び才並びに同表の左欄(3)の同表の中欄才に掲げる税額については当該特別措置法第93条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄才及び才並びに同表の左欄(3)の同表の中欄才に掲げる税額として徴収します。

◎お知らせ
この県税の賦課処分 (特別法人事業税に関する処分を含む。以下同じ。) について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として (訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。) 、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかにかかわらず、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第55号様式を次のように改める。

第55号様式（第37条関係）

（表面）

法人事業税及び特別法人事業税に係る申告納付期限の（不）承認通知書	
住所	
氏名	
年 月 日付で申請のあった法人事業税及び特別法人事業税に係る申告納付期限の延期は承認し、下記のとおりその期限を指定したので 通知します。 承認できないので、下記のとおりその理由を付して	
なお、この承認に基づいて提出する申告書には、この通知書の写しを添付してください。	
年 月 日	
県税事務所長 氏	名 印
記	
（承認の場合） 指定申告納付期限	年 月 日
（不承認の場合）理由	

（裏面）

お知らせ
この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式から第62号様式の10までを次のように改める。

第62号様式 削除

第64号様式から第64号様式の13までを次のように改める。

第64号様式（第50条関係）



第64号様式の2その1（第50条の10関係）

自動車税環境性能割・自動車税種別割課税免除申請書

納 税 義 務 者	区 分	所 有 者	使 用 者	
	住 所 又 は 所 在 地			
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名			
申 請 自 動 車	登 録 番 号	定 置 場		
		市	町	
		郡	村	
申 請 理 由				
自 動 車 税 環 境 性 能 割	課 税 標 準 額	円	免 除 税 額	円
自 動 車 税 種 別 割	課 税 年 度	年度	免 除 税 額	円
<p>鳥取県税条例 第137条第1項第2号 第50条の10第1項 に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第50条の10第3項 第137条第2項第 号</p> <p>自動車税環境性能割 の課税免除について、上記のとおり申請します。 自動車税種別割</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 申請者 名 称 代表者の氏名 ㊟</p> <p>職 氏 名 様</p>				

第64号様式の2その2（第50条の10関係）

自動車税環境性能割課税免除申請書（特定非営利活動法人）

納 税 義 務 者	住 所			
	代表者の氏名		電話番号	
	設 立 認 証 年 月 日	年 月 日	設 立 登 記 年 月 日	年 月 日
対 象 自 動 車	登 録 番 号			
	登 録 年 月 日	年 月 日		
	定 置 場			
	無 償 譲 渡 を 行 っ た も の	住 所		
		名 称 又 は 氏 名		
使 用 目 的				
課 税 免 除 税 額	課 税 標 準 額	税 額		
	円	円		
鳥取県税条例第137条第1項第3号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の10第1項の規定により、自動車環境性能割の課税免除について、上記のとおり申請します。				
年 月 日				
申請者 住 所 名 称 代表者の氏名				
職 氏 名 様				

第64号様式の3（第50条の10関係）

運 転 実 績 （ 計 画 ） 表

月 別	運 転 日 数	左の日数中、 第 1 3 7 条 第 1 項 第 2 号 条 例 第 1 3 7 条 第 2 項 第 号 の用のため直接専用した日数	備 考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計	①	②	$\frac{②}{①} =$

第64号様式の 4 (第50条の10、第50条の16関係)

自動車税種別割課税免除・自動車税環境性能割減免申請書 (構造変更車)

納 税 義 務 者 (申請者)	住 所	
	氏 名	
申 請 する 自 動 車	登 録 番 号	
	用 途	
	定 置 場	
申 請 する 自 動 車 の 内 容	取 得 価 額	
	上記のうち改造等に要した額	
	特 別 仕 様 (改 造) の 部 分	
自 動 車 税 割 種 別	免 除 税 額	円
自 動 車 税 割 環 境 性 能 割	減 免 税 額	円
<p>鳥取県税条例 第137条第2項第4号 第137条の2第1項第2号又は第3号 に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第50条の10第3項 第50条の16第1項</p> <p>の規定により、自動車税種別割の課税免除 自動車税環境性能割の減免 について、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名 ㊟</p> <p>職 氏 名 様</p>		

第64号様式の5（第50条の10関係）

自動車税種別割課税免除対象バス認定申請書

年 月 日

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び
代表者の氏名

㊦

職 氏 名 様

鳥取県税条例第137条第2項第10号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の10第3項の規定により、
の自動車税種別割の課税免除について、下記のとおり申請します。 年度分

記

- 1 所有する一般乗合用のバスの車両総数 台
- 2 全路線の年間走行キロ総数 キロメートル
- 3 生活路線の年間走行キロ総数 キロメートル
- 4 課税免除対象バス総数 台
- 5 課税免除対象バスの指定等

区分	登録 番号	乗車 定員	基準日における当該車両の 全 走 行 キ ロ 数 ①	①のうち生活路線の 走 行 キ ロ 数 ②	生活路線の 走行率 ② ①	当該車両の主たる 定 置 場
		人	km	km	%	
計		台				

第64号様式の6その1（第50条の11、第50条の17関係）

自動車税環境性能割・自動車税種別割課税免除（減免）決定通知書

納税義務者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者の氏名				
決定事項	年 月 日付で申請のあった鳥取県税条例第 条第 項第 号及び第 条第 項第 号の規定に係る下記の自動車税環境性能割又は自動車税種別割の課税免除（減免）については、次のとおり決定する。				
承認するもの	自動車登録番号	税 目	年 度	課 税 標 準 額	免除(減免)税額
		自動車税環境性能割		円	円
		自動車税種別割		—	円
(注) 適用の要件を欠くに至った場合には、課税免除（減免）を取り消す。					
承認しないもの	自動車登録番号	理 由			
上記のとおり決定しましたので通知します。 年 月 日 氏 名 様 <div style="text-align: right;">職 氏 名 </div>					

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第64号様式の 6 その 2 (第50条の11関係)

自動車税種別割課税免除決定通知書 (生活路線バス用)

納税義務者	所在地							
	名称及び代表者の氏名							
課税免除申請の事由	生活路線を運行する一般乗合用のバスに係る自動車税種別割の課税免除							
決 定 事 項	年 月 日付で申請のあった鳥取県税条例第137条第2項第10号の規定に係る下記の 年度の 自動車税種別割の課税免除については、次のとおり決定する。							
承認するもの	区分	登録番号	免除税額	主たる定置場	区分	登録番号	免除税額	主たる定置場
	1				9			
	2				10			
	3				11			
	4				12			
	5				13			
	6				14			
	7				15			
	8				合計 台			
承認しないもの	登録番号	主たる定置場		登録番号	主たる定置場			
上記のとおり決定したので通知します。 年 月 日 氏 名 様 <div style="text-align: right;">職 氏 名 </div>								

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第64号様式の6その3（第50条の11関係）

（表面）

自動車税種別割課税免除決定通知書		氏 名 様
<p>さきに申請のあった自動車税種別割については、鳥取県税条例第137条第2項第 号に該当するので、次のとおり課税免除を決定します。</p>		
年 度		年度
登 録 番 号		
税 額		円
変 更 後 の 税 額		円
差 引 課 税 免 除 額		円
<p>年 月 日</p>		
		職 氏 名 印
<p>（御注意）</p> <p>1 自動車の継続検査・構造等変更検査を受けられる際は、右の納税証明書が必要になります。</p> <p>2 この決定の後に適用要件を欠くこととなった場合又は虚偽の申請により課税免除決定を受けた場合は、決定を取り消すこととなります。</p>		

（裏面）

お知らせ	<p>この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
------	---

第64号様式の6その4（第50条の17関係）

（表面）

自動車税種別割納税通知書兼減免決定通知書		氏 名 様
<p>さきに申請のあった自動車税種別割については、鳥取県税条例第137条の2第2項第 号に該当するので、次のとおり減免を決定します。</p>		
年 度		年度
登 録 番 号		
税 額		円
変 更 後 の 税 額		円
差 引 減 免 額		円
年 月 日		
		職 氏 名 <input type="checkbox"/>
<p>（御注意）</p> <p>1 自動車の継続検査・構造等変更検査を受けられる際は、右の納税証明書が必要になります。</p> <p>2 次のことが生じた場合には、必ず表記の県税事務所へ連絡してください。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 障がい名が変更となったとき。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 手帳の等級が変更になったとき。</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 運転免許証が取り消された(返納した)とき。</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 住所が変更になったとき。</p> <p>3 この決定の後に適用要件を欠くこととなった場合又は虚偽の申請により減免決定を受けた場合は、決定を取り消すこととなります。</p>		

（裏面）

お知らせ	<p>この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
------	---

第64号様式の7（第50条の13、第50条の19関係）

自動車税環境性能割・自動車税種別割課税免除（減免）決定取消通知書

住 所 氏 名 (納税義務者)	年 月 日	
様	職 氏 名 印	
年 月 日付けで課税免除（減免）の承認をした下記自動車に対する自動車税環境性能割又は自動車税種別割については、下記の理由により取り消したので、通知します。		
登 録 番 号		
取 消 し す る 期 間		
取 消 し す る 税 額	自 動 車 税 環 境 性 能 割	円
	自 動 車 税 種 別 割	円
取 消 し す る 理 由		

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第64号様式の8その1 (第50条の16関係)

自動車税環境性能割・自動車税種別割減免申請書 (身体障害者等)

年 月 日 職 氏 名 様	申 請 者 (納 税 義 務 者)	住 所		
		氏 名	④	
		電話番号		

鳥取県税条例第137条の2第1項第1号ア、イ又はウに該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の16の規定により、自動車税環境性能割又は自動車税種別割の減免について、下記のとおり申請します。

記

1 申請種別

1 本人運転	2 生計同一者運転	3 常時介護者運転
--------	-----------	-----------

2 身体障害者等の氏名等

氏 名		電 話 番 号		
住 所			生 年 月 日	年 月 日

3 手帳の種類・記載事項

障害の程度	障 害 名	個別等級	その他 (総合等級等)
身体障害者手帳	(障害)	級	級
傷病手帳		項・款	/
療育手帳			
精神障害者 保健福祉手帳		級	
手 帳 番 号		交 付 年 月 日	
都道 市 第 号 府県		(有効年月日: 年 月 日 年 月 日)	

4 新たに減免を受けようとする自動車 ※自動車の使用状況について調査させていただく場合があります。

新規・買替えの別		1 新規	2 買替え	
登 録 番 号	鳥・鳥取	登 録 年 月 日	年 月 日	
運 転 者 (本人運転以外)	氏 名			
	住 所			
	障 が い 者 と の 続 柄	電 話 番 号		
	使 用 目 的 (複数回答可)	ア. 通院 イ. 通所 ウ. 通学 エ. 生業 オ. その他日常生活における移動 ()		
	主 な 通 院 ・ 通 学 先 等	連絡先		
既に減免を受けた 自動車の処分等	登 録 番 号	鳥・鳥取	年 月 日抹消/移転・変更/減免取消 (予定)	

5 減免を受けようとする自動車税環境性能割又は自動車税種別割の税額等

自 動 車 税	課税標準額	税 額	
環 境 性 能 割	円		円
自 動 車 税	年 税 額	税 額	
種 別 割	円		円

第64号様式の 8 その 2 (第50条の16関係)

自動車税種別割減申請書 (継続用)

年 月 日

申請者 (納税義務者)

(住 所) 市 町
郡 村

(氏 名) ㊟

電話番号

職 氏 名 様

私が所有し、使用している次の自動車について鳥取県税条例第137条の2第2項第1号の規定に該当しますので、自動車税種別割の減免を申請します。

年 度	登 録 番 号
年度	

※ 照会事項(変更のある方は、該当する事項を○印で囲み、その内容を記入してください。)

1	障がい名が変更になった (→)	
2	手帳の等級が変更になった (変更前 級 → 変更後 級)	
3	運転免許証が取消しになった (取消年月日 年 月 日)	

第64号様式の 8 その 4 (第50条の16関係)

自動車税種別割減免申請書 (商品中古自動車)

納 税 義 務 者 (申 請 者)	住 所			
	氏 名			
申 請 す る 自 動 車	登 録 番 号	別紙のとおり。(台)		
	用 途	商 品 車		
	定 置 場			
年 度	年 税 額	円	別紙内訳表のとおり。	
	減 免 税 額	円		
古 物 商 許 可 証 の 番 号				
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 商品中古自動車証明書 <input type="checkbox"/> 古物商許可証の写し <input type="checkbox"/> 自動車税種別割納税通知書の写し <input type="checkbox"/> 4月1日以後に売却等した場合は、当該事実を証する書面		
<p>鳥取県税条例第137条の2第2項第2号に該当する商品中古自動車に係る自動車税種別割の減免を受けたいので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第4項の規定により、自動車税種別割の減免について、上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊟</p> <p>職 氏 名 様</p>				

(別紙)

内 訳 表

登録番号	年 税 額	減 免 税 額	摘 要
	円	円	
計(台)			

第64号様式の8その5（第50条の16関係）

自動車税種別割減免申請書（教習車）

納 税 義 務 者	区 分		所 有 者			使 用 者			
	住 所 又 は 所 在 地								
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名								
申 請 自 動 車	登 録 番 号		定 置 場						
申 請 理 由			年 度		税 額	円			
自 動 車 の 所 有 状 況 等	区 分		年 間 生 徒 数	自 動 車 台 数					
				所 有 台 数			左 の うち 教 習 用		
				登 録 車	未 登 録 車	計	登 録 車	未 登 録 車	計
				台	台	台	台	台	台
	小 型 四 輪 乗 用 車	構 内					()	()	()
		路 上					()	()	()
	バ ス	構 内					()	()	()
		路 上					()	()	()
	ト ラ ッ ク	構 内					()	()	()
		路 上					()	()	()
計	構 内					()	()	()	
	路 上					()	()	()	
今 年 度 既 に 減 免 等 を 受 け て い る 自 動 車		登 録 番 号							
鳥取県税条例第137条の2第2項第3号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第4項の規定により、自動車税種別割の減免について、上記のとおり申請します。 年 月 日 住所又は所在地 申請者 氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊟ 職 氏 名 様									

備考 ()内は申請自動車の台数を記載すること。

第64号様式の9（第50条の16関係）

自動車税に係る 生計同一 証明書交付願
常時介護

年 月 日

福祉事務所等の長 様

(申請者) 住 所
氏 名 ⑩

下記2の運転者が下記1の身体障害者等 と生計を一にする 者であること（及び下記3の所有者（使用者）が
を常時介護する

下記1の身体障害者等と生計を一にする者であることを証明してください。

記

1 身体障害者等	氏 名			
	住 所		電 話 番 号	
2 運 転 者	氏 名		身体障害者等 との関係	
	住 所		電 話 番 号	
3 所有者（使用者）	氏 名		身体障害者等 との関係	
	住 所		電 話 番 号	
4 添 付 書 類 ※②～④は常時介護者が運 転する場合のみ添付	①身体障害者手帳等の写し ②自動車等運行計画書 ③誓約書 ④有償介護の場合の契約書 ⑤その他（)			

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

福祉事務所等の長 氏 名 印

第64号様式の10（第50条の17関係）

自動車税種別割減免決定通知書（商品中古自動車）

納 税 義 務 者	住 所			
	氏 名			
決 定 事 項				
年 月 日付で申請のあった商品中古自動車に係る自動車税種別割の減免については、次のとおり決定する。				
年度	区 分	減 免 す る も の		減 免 し な い も の
	登 録 番 号	別紙のとおり（ 台）		別紙のとおり（ 台）
	年 税 額	円	内訳は、別 紙のとおり	
	減 免 税 額	円		
上記のとおり決定しましたので通知します。				
年 月 日				
職 氏 名 <input type="text"/>				
氏 名 様				

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(別紙)

内 訳 表

登録番号	年 税 額	減 免 税 額	摘 要
	円	円	
計 (台)			

第64号様式の11（第50条の19関係）

自動車税種別割減免決定取消通知書（商品中古自動車）

住所 氏 名 (納税義務者)	年 月 日
様	
	職 氏 名 印
年 月 日付で減免の承認をした下記自動車に対する自動車税種別割については、下記の理由により取り消したので、通知します。	
登 録 番 号	
取 消 し す る 税 額	円
取 消 し す る 理 由	

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第64号様式の12 (第50条の19の2関係)

自動車税環境性能割
加 算 金 更正 (決定) 通知書

市 町 郡 村 番地		次のとおり更正 (決定) したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書によって納付してください。 年 月 日		
		職 氏 名 <input type="text"/>		
様		第 号		
区 分	課 税 標 準 等 ①	税 率 等 ②	税 額 等 ③ ①×②	摘 要
更 正 (決 定) 額 ④				
既 申 告 (更 正 ・ 決 定) 額 ⑤				
差 引 不 足 額 ④-⑤ ⑥			(ア)	
過 少 申 告 加 算 金 ⑦			(イ)	
不 申 告 加 算 金 ⑧			(ウ)	
重 加 算 金 ⑨			(エ)	
延 滞 金 ⑩	不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額 (1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に対し、年14.6パーセント (この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント) の割合 (各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。) で計算した金額 (オ)			
納 付 期 限	年 月 日			
納 付 場 所				
更正 (決定) の根拠法令	地方税法第168条、第171条及び第172条			
更正 (決定) の対象となった自動車	(1) 普通4輪 (2) 小型4輪 (3) 3輪	(4) バス (5) 軽自動車 (車両番号)	登録番号 (車両番号)	
お知らせ この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。 また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として (訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

第64号様式の13その1（第50条の19の3関係）

自 動 車 税 納 税 証 明 書 （継続検査・構造等変更検査用）		証明書番号 第 号
自動車の所有者（使用者）		
車 台 番 号		
登 録 番 号		
本 証 明 書 の 有 効 期 限	年 月 日	
備 考		
上記の自動車に係る自動車税（環境性能割を除く。）は、滞納がないことを証明します。		
年 月 日		
鳥取県 県税事務所長 印		

第64号様式の13その2（第50条の19の3関係）

(鳥取県)

自動車税納税証明書

(継続検査・構造等変更検査用)

年度

車 台 番 号	
登 録 番 号	

上記の自動車に係る自動車税（環境性能割を除く。）は、滞納がないことを証明します。

鳥取県 県税事務所長



本証明書の有効期限 年 月 日

この証明書は車検又は構造等変更検査を受ける場合に必要となりますので自動車検査証と共に大切に保管してください。

次のいずれかに該当するものは無効です。

- 1 領収印のないもの
- 2 登録番号欄に****印があるもの（未納金がある場合）
- 3 訂正されたもの

領 収 日 付 印

(納税者保管)

第64号様式の13その3（第50条の19の3関係）

(鳥取県)

自動車税納税証明書

(継続検査・構造等変更検査用)

年度

車 台 番 号	
登 録 番 号	

上記の自動車に係る自動車税（環境性能割を除く。）は、滞納がないことを証明します。

鳥取県 県税事務所長



本証明書の有効期限 年 月 日

この証明書は車検又は構造等変更検査を受ける場合に必要となりますので自動車検査証と共に大切に保管してください。

次のいずれかに該当するものは無効です。

- 1 登録番号欄に****印があるもの（未納金がある場合）
- 2 訂正されたもの

第64号様式の14から第64号様式の17までを削る。

(鳥取県納税貯蓄組合規則の一部改正)

第3条 鳥取県納税貯蓄組合規則(昭和30年鳥取県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																									
第1号様式(第2条関係)		第1号様式(第2条関係)																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">納税貯蓄組合設立届</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>取 扱 税 目 (注2)</td> <td>個人事業税・自動車税の種別割</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </table>		納税貯蓄組合設立届		年 月 日		略		取 扱 税 目 (注2)	個人事業税・自動車税の種別割	略		備考 略		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">納税貯蓄組合設立届</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>取 扱 税 目 (注2)</td> <td>個人事業税・自動車税</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </table>		納税貯蓄組合設立届		年 月 日		略		取 扱 税 目 (注2)	個人事業税・自動車税	略		備考 略	
納税貯蓄組合設立届																											
年 月 日																											
略																											
取 扱 税 目 (注2)	個人事業税・自動車税の種別割																										
略																											
備考 略																											
納税貯蓄組合設立届																											
年 月 日																											
略																											
取 扱 税 目 (注2)	個人事業税・自動車税																										
略																											
備考 略																											

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則(平成31年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

自 動 車 税 種 別 割 証 紙

←----- 9 cm -----切取線 ----->

	車 種 (Type of Vehicle) _____		
	登録番号 (Registration Number) <u>No</u> _____		
の	自 動 車 税 種 別 割 証 紙		の
	Automobile Tax Category Base Stamp		
	税 額 (Tax Amount) _____	¥	
	課税期間 か月分 自 年 月 日		
		5 cm	
		至 年 月 日	
	Tax for months from		
		to	
り	交付年月日		り
	(Date of Delivery) 鳥 取 県		
	(検 印)		
	切取線		
の			り

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県税条例施行規則第1条、第2条及び

第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中特別法人事業税に関する部分は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される廃止前暫定措置法（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）をいう。）に規定する地方法人特別税については、なお従前の例による。
- 3 新規則の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 4 新規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課すべき自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
- 5 改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の規定は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課すべき自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 7 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第11号様式（第8条の4関係） 県営住宅家賃等減額（免除）申請書 職 氏 名 様 下記のとおり県営住宅の家賃等の減額（免除）を受けたいので、申請します。 年 月 日 郵便番号 住 所 申請者 団地第 号 駐車区画番号 号 氏 名 ⑩ （電話 ） 記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 略 添付書類 1 略 2 次の場合に応じ、それぞれに掲げる書類</p>	<p>第11号様式（第8条の4関係） 県営住宅家賃等減額（免除）申請書 職 氏 名 様 下記のとおり県営住宅の家賃等の減額（免除）を受けたいので、申請します。 年 月 日 郵便番号 住 所 申請者 団地第 号 駐車区画番号 号 氏 名 ⑩ （電話 ） 記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 略 添付書類 1 略 2 次の場合に応じ、それぞれに掲げる書類</p>

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 駐車場使用料免除の場合 <u>自動車税種別割課税免除決定通知書の写し</u></p> <p>3 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 駐車場使用料免除の場合 <u>自動車課税免除決定通知書の写し</u></p> <p>3 略</p>
---	---

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(計器による表示に用いる印の印影の様式)</p> <p>第3条の2 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）<u>第137条の11第1項後段</u>及び第143条後段に規定する証紙代金収納計器による表示（以下「計器による表示」という。）に用いる印の印影の形式は、別表第4のとおりとする。</p> <p>(証紙等の売りさばき手数料)</p> <p>第13条 知事は、小売りさばき人に対して、次に掲げる証紙又は計器による表示の区分により、それぞれ当該各号に掲げる金額を売りさばき手数料として交付する。</p> <p>(1) <u>別表第1</u>に掲げる歳入の納付に用いる証紙 証紙の定価の<u>100分の3.3</u>に相当する金額</p> <p>(2) <u>証紙の貼り付けに代える計器による表示</u> 毎年度ごとに売り渡した次の表の左欄に掲げる始動票札の金額の合計額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た金額に相当する金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>始動票札の金額の合計額</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500,000,000円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の1.068</u></td> </tr> <tr> <td>1,500,000,000円を超え2,000,000,000円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の0.641</u></td> </tr> <tr> <td>2,000,000,000円を超える金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の0.320</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係）</p> <p>1 略</p>	始動票札の金額の合計額	率	1,500,000,000円以下の金額	<u>100分の1.068</u>	1,500,000,000円を超え2,000,000,000円以下の金額	<u>100分の0.641</u>	2,000,000,000円を超える金額	<u>100分の0.320</u>	<p>(計器による表示に用いる印の印影の様式)</p> <p>第3条の2 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）<u>第134条の16第1項後段</u>及び第143条後段に規定する証紙代金収納計器による表示（以下「計器による表示」という。）に用いる印の印影の形式は、別表第4のとおりとする。</p> <p>(証紙等の売りさばき手数料)</p> <p>第13条 知事は、小売りさばき人に対して、次に掲げる証紙又は計器による表示の区分により、それぞれ当該各号に掲げる金額を売りさばき手数料として交付する。</p> <p>(1) <u>別表第1の1の項及び2の項第2号</u>に掲げる歳入の納付に用いる証紙 証紙の定価の<u>100分の3.24</u>に相当する金額</p> <p>(2) <u>別表第1の2の項第1号</u>に掲げる歳入の納付に用いる証紙 証紙の定価の100分の<u>1.08</u>に相当する金額</p> <p>(3) <u>証紙の貼り付けに代える計器による表示</u> 毎年度ごとに売り渡した次の表の左欄に掲げる始動票札の金額の合計額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た金額に相当する金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>始動票札の金額の合計額</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500,000,000円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の1.048</u></td> </tr> <tr> <td>1,500,000,000円を超え2,000,000,000円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の0.629</u></td> </tr> <tr> <td>2,000,000,000円を超える金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の0.315</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係）</p> <p>1 略</p>	始動票札の金額の合計額	率	1,500,000,000円以下の金額	<u>100分の1.048</u>	1,500,000,000円を超え2,000,000,000円以下の金額	<u>100分の0.629</u>	2,000,000,000円を超える金額	<u>100分の0.315</u>
始動票札の金額の合計額	率																
1,500,000,000円以下の金額	<u>100分の1.068</u>																
1,500,000,000円を超え2,000,000,000円以下の金額	<u>100分の0.641</u>																
2,000,000,000円を超える金額	<u>100分の0.320</u>																
始動票札の金額の合計額	率																
1,500,000,000円以下の金額	<u>100分の1.048</u>																
1,500,000,000円を超え2,000,000,000円以下の金額	<u>100分の0.629</u>																
2,000,000,000円を超える金額	<u>100分の0.315</u>																

<p>2 県税及びその延滞金</p> <p>(1) 鳥取県税条例第135条の2第1項の規定に基づく自動車税の環境性能割及び種別割（同条例第3項の規定により自動車税の種別割を課する場合を含み、同条例第142条第2項に規定する期間内に納税義務が発生したものに限る。）及び同条例第9条の規定に基づく自動車税の環境性能割に係る延滞金</p> <p>(2) 略</p>	<p>2 県税及びその延滞金</p> <p>(1) 鳥取県税条例第135条第1項の規定に基づく自動車税（同条例第142条第2項に規定する期間内に納税義務が発生したものに限る。）及び同条例第134条の2第1項の規定に基づく自動車取得税並びに同条例第9条の規定に基づく自動車取得税に係る延滞金</p> <p>(2) 略</p>
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 鳥取県東部県税事務所（別表第1の1の項第1号に掲げる歳入を徴収する場合に限る。）</p> <p>(17) 鳥取県東部建築住宅事務所</p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>(1)～(15) 略</p>
<p>様式第15号の4（第17条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊤</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">現金還付請求書</p> <p>別添の証紙については、下記の理由により今後使用することがないので、鳥取県収入証紙条例第7条第1項ただし書の規定により、証紙を返還して現金の還付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 返還する証紙の定価 円</p> <p>2 理由</p> <p>3 振込希望口座</p>	<p>様式第15号の4（第17条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊤</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">現金還付請求書</p> <p>別添の証紙については、下記の理由により今後使用することがないので、鳥取県収入証紙条例第7条第1項ただし書の規定により、証紙を返還して現金の還付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 返還する証紙の定価 円</p> <p>2 理由</p> <p>3 振込希望口座</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>
<p>備考1・2 略</p> <p>3 還付する金額は、返還する証紙の定価から証紙の定価の3.3パーセントの証紙売りさばき手数料に相当する金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を差し引いた金額となります。</p> <p>(例) 定価100円の証紙の還付金額</p> <p style="padding-left: 20px;">証紙の定価100円－証紙売りさばき手数料相当額3円＝還付金額97円</p>	<p>備考1・2 略</p> <p>3 還付する金額は、返還する証紙の定価から証紙の定価の3.24パーセント（自動車税・自動車取得税証紙の場合は1.08パーセント）の証紙売りさばき手数料に相当する金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を差し引いた金額となります。</p> <p>(例) 定価100円の証紙の還付金額</p> <p style="padding-left: 20px;">証紙の定価100円－証紙売りさばき手数料相当額3円＝還付金額97円</p>

第2条 鳥取県収入証紙規則の一部を次のように改正する。

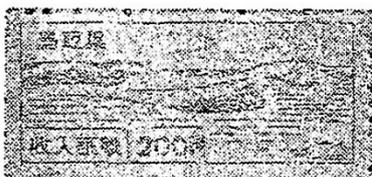
別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

寸法 縦 19ミリメートル

横 40ミリメートル

橙色



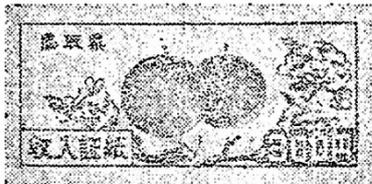
200 円

薄青色



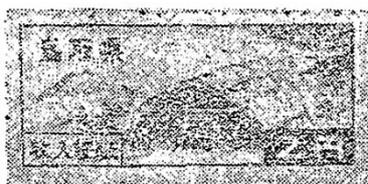
1 円

深緑色



300 円

墨色



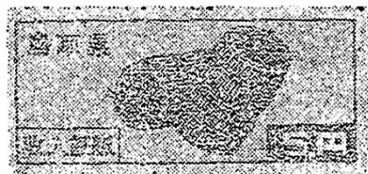
2 円

薄茶色



500 円

群青色



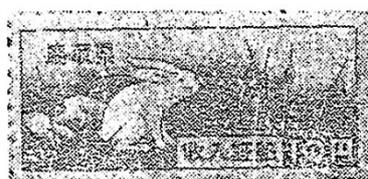
5 円

墨茶色



1,000 円

水浅黄色



10 円

えんじ
臙脂色



5,000 円

紫色



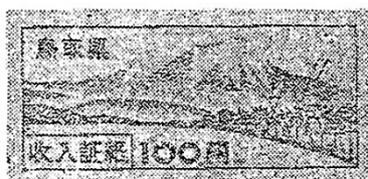
50 円

ひ
紅緋色



10,000 円

緑色



100 円

別表第4を次のように改める。

別表第4（第3条の2関係）



寸法 縦 26ミリメートル
横 66ミリメートル

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条中別表第2の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に取得された自動車に対して課する自動車取得税に係るこの規則の規定については、改正後の鳥取県収入証紙規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に納税義務が発生した者に課する自動車税に係るこの規則の規定については、改正後の鳥取県収入証紙規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に残存する改正前の鳥取県収入証紙規則別表第3に規定する鳥取県収入証紙は、改正後の鳥取県収入証紙規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。
- 5 改正前の鳥取県収入証紙規則別表第4に規定する証紙代金収納計器による表示に用いる印影の形式は、改正後の鳥取県収入証紙規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。
- 6 この規則の施行の際現に作成されている様式は、改正後の鳥取県収入証紙規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。